

案件概要表

1. 案件名

国名：ホンジュラス共和国

案件名：和名 金融包摂を通じた CCT 受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト

英名 Project on Life Improvement and Livelihood Enhancement of Conditional Cash Transfer Beneficiaries through Financial Inclusion

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における貧困世帯の現状と課題

ホンジュラスの貧困率¹は、2003 年の 65.1%から 2011 年には 61.9%²と微減しているものの、依然として高い数値を示している。貧困世帯の保健医療サービスへのアクセスは概して低く、乳児死亡率や妊産婦死亡率は、中南米・カリブ地域全体の平均を大きく上回っている。また、教育へのアクセスも大きく制限されており、例えば極貧層³の就学率は、初等教育 77%、中等教育 48%に止まっている⁴。こうした状況下、ホンジュラスの人間開発指数は 2011 年 0.630 であり、187 カ国中 121 位、中南米諸国 33 ヶ国中 29 位と域内でも低位となっている⁵。

ホンジュラスの経済は、コーヒー・バナナなど一次産品の依存度が高く、自然災害や国際市場の変動等の影響を受けやすく構造的に脆弱である。ホンジュラス政府は、保税加工区(マキラ)における海外製造業の誘致や観光業など、新産業の育成を図っているが、依然として、特に地方における産業は低迷している。こうした背景から、労働者の 70.7%はインフォーマルセクターに従事しており⁶、特に貧困層は、安定した職を得ることが困難となっている。農村部における貧困層の生計手段は一層限定的である。国内でも貧困度合いの高い西部地域では、貧困層の多くはコーヒー農園等の日雇い労働により日々の生活費を稼いでおり、収入は更に不安定で低い。

近年国際的に注目されている金融包摂を取り巻く議論では、フォーマルな金融へのアクセスが、貧困層の状況を改善するための必要条件の1つだと認識されている。

¹ 貧困層：世帯構成員一人当たりの収入が、最低限必要と考えられるカロリー消費量に見合う食料品の購入に必要な支出レベル(食料貧困ライン)及び、基本的ニーズを満たすために必要な非食料品支出(非食料貧困ライン)を合計した額より低い場合。

² 世界銀行、国内貧困者率(ホンジュラス人口比率)

³ 極貧層：貧困層の中でも「食料貧困ライン」を下回る場合。

⁴ 世界銀行 Honduras Poverty Assessment 2006

⁵ Human Development Report (2003)(2011) UNDP

⁶ ILO The trap of undeclared employment in Latin America

しかしながら、貧困層は、信用力が十分になく扱う額が小口になる傾向があることから、金融機関にとって顧客となりづらい現状がある。ホンジュラスにおいても、15 歳以上のフォーマルな金融口座の保有率は 21%⁷に止まっている。

このような貧困世帯を取り巻く環境から、貧困世帯は様々な制約に直面しており、貧困からの脱却が一層困難になる悪循環が続いている。

係る状況の下、ホンジュラス政府は貧困削減を最重点施策の1つと位置づけ、1990 年代から条件付現金給付制度(CCT:Conditional Cash Transfer)による貧困世帯を対象とした支援を実施している。これは、保健や教育への投資を促し、次世代の人的資本形成を促すことによって、福祉依存を避け、世代を越えて受け継がれる貧困サイクル(intergenerational cycle of poverty)を断ち切ることを目的としたものである。2010 年から開始された現行プログラムの「Bono Vida Mejor(より良い生活のための給付金)」では、選定基準⁸を満たした全国約 37 万世帯⁹に保健や教育についての条件を課して現金を支給している。

これまでの CCT では、就学率や医療サービスの利用率の向上、消費活動の改善等、一部効果が確認されている一方で、受益世帯の貧困状態の緩和という点からは十分な効果は確認されていない。このため、CCT 受給世帯の貧困状況を改善するためには、現金給付に併せ、受給世帯が自ら生活改善や生計向上に取り組むためのキャパシティビルディングが必要であり、またそれをサポートする中央政府、自治体、NGO、民間などによる支援も不可欠であることが指摘されている。

(2) 当該国における貧困削減政策と本事業の位置づけ

ホンジュラス政府は国家ビジョン及び国家計画で、貧困削減への取組みを明言している。国家ビジョンでは、目標の 1 つに「極度の貧困がなく、教育を享受し、健康的であり、安定した社会システムを有した国家」を掲げている。国家計画では、貧困問題の緩和と地域経済の活性化が謳われている。上記政策に基づき、社会開発包摂省/社会統合副省 (SEDIS/SSIS) が実施機関となり、CCT プログラムを実施しており、ホンジュラス政府が最重要視する政策の一つとなっている。

また、金融包摂に関する取組みも行われている。金融規制・監督機関である国家銀行・保険委員会は AFI¹⁰に参加し、貧困層をターゲットとした低額の金融口座開設のための規制の策定を進めている。さらに、Bono Vida Mejor においても、現在の現金

⁷ 世界銀行 Financial Inclusion Data

⁸ 3.(8)2「②貧困削減」にて選定基準を記載

⁹ PRAF(2013)

¹⁰ Alliance for Financial Inclusion (金融包摂同盟) 80 カ国以上の途上国及び新興国の中央銀行や金融規制監督機関等からなる国際的なネットワークで、これらの国々で金融包摂を促進するための様々な取組みが行われている。毎年グローバルポリシーフォーラムを開催しており、国家レベルでの戦略や政策において金融包摂を進めるための包括的な議論の場となっている。

給付をキャッシュレス化・金融口座経由へと移行する動きがある。

(3) 貧困削減に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対ホンジュラス国別援助方針では、地方の貧困削減に重点を置き、地方産業の発展とそのために必要な人材育成を実施することが示されている。本事業は、貧困削減を長期的な目的に据え、それを促進するホンジュラス政府機関等の人材育成を中心とした技術協力であるため、国別援助方針が目指す地方の貧困削減に貢献するものである。これは JICA のホンジュラスへの協力プログラムである「社会・経済開発プログラム」にも合致する。また、金融包摂について、我が国は CGAP¹¹への加盟、APEC や G20 を通じて金融包摂を促進する国際的な取り組みに参加している。本プロジェクトは受給世帯への金融教育や金融機関への働きかけを行うことで、金融包摂の促進に資するものにもなっている。さらに、JICA は、戦後日本の貧困からの脱却に貢献した生活改善運動の経験を活かし、ホンジュラス及び他中南米諸国において住民の主体性を重視した地域開発の経験と実績がある。ホンジュラス国内及び他中南米地域において帰国研修員を中心とした人的ネットワークも構築されているため、これまでの JICA による協力成果を活用することができる。

(4) 他の援助機関の対応

米州開発銀行、世界銀行、中米経済統合銀行は、Bono Vida Mejor の実施と制度強化を支援しており、同プログラム予算の約 9 割を融資している。Bono Vida Mejor 本体制度については、ホンジュラス政府並びに資金提供を行っているドナー機関がその実施・強化を担っている。一方、本事業(JICA 事業)は、受給世帯に焦点を当て、受給世帯の生計向上・生活改善を図るために必要な技術の習得を目指すものとなっている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ホンジュラスの対象市 5 市において、CCT 受給世帯の家計管理能力の強化、金融サービスへのアクセス改善、生活改善・生計向上の技術向上を図り、それら成果をとりまとめたガイドラインを作成することにより、CCT 受給世帯の生活改善・

¹¹ Consultative Group to Assist the Poor(貧困層支援協議グループ)。途上国の貧困層への金融アクセス確保を目指して設立された、金融包摂に関する研究・政策提言のための国際機関。1995年に世界銀行内に設立され、現在は世界銀行からある程度独立した機関となっている。CGAPには30以上の政府・援助機関と民間財団が参加している。日本は1997年からオブザーバー参加し、2000年からは正式参加している。

生計向上を促進するモデルの構築を図り、もって同モデルの全国展開に向けた制度化に寄与するものである。

(2)プロジェクトサイト／対象地域名

都市部 1 市(フランシスコモラサン県テグシガルパ市)、農村部 4 市(サンタ・バルバラ県キミスタン市とラス・ベガス市、レンピーラ県サン・ラファエル市、フランシスコ・モラサン県ビジャ・デ・サンフランシスコ市)

(3)本事業の受益者(ターゲットグループ)

対象 5 市の CCT 受給世帯(対象市によっては CCT 受給世帯の数に差があるため、各市の目標受益世帯数はプロジェクト開始後協議・決定する)

(4)事業スケジュール(協力期間)

2015 年 2 月～2020 年 4 月(計 60 ヶ月)

(5)総事業費(日本側)

約 5.2 億円

(6)相手国側実施機関

社会開発包摂省/社会統合副省 (SEDIS/SSIS)

(7)投入(インプット)

<日本側>

1) 専門家派遣(約 85MM)

総括/生活改善・生計向上

家計管理

金融アクセス

ビジネス連携

業務調整/研修計画

2) ローカルコンサルタント等

3) 本邦研修/第三国研修

4) 機材供与:車両、オフィス機器等

5) 現地活動費

プロジェクト関係者の研修参加にかかる旅費、NGO 事業委託費等

<ホンジュラス側>

1) カウンターパート人材の配置 (SEDIS/SSIS)

プロジェクトダイレクター(副大臣)

プロジェクトマネージャー(大臣補佐官)

オペレーションマネージャー

対象地域の地域コーディネーター

対象地域の県コーディネーター及び都市部スーパーバイザー

対象市のソーシャル・エージェント

2) 研修実施経費

3) 必要な設備を備えたプロジェクト事務所

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類

C

②カテゴリ分類の根拠

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最低限であると判断されるため、カテゴリCに該当する。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

①ジェンダー平等推進

世帯内の福祉における女性の役割は重要であり、CCT 受給世帯の生活改善・生計向上にあたっては、女性のエンパワメントとその能力の活用が不可欠である。このため、本プロジェクトにおいても、CCT 受給世帯向け研修は参加者の50%以上を女性とし、意思決定プロセスへの女性の参画確保やモニタリング/評価に当たっての男女双方からの情報収集等、計画/実施/モニタリング・評価の全ての段階において、ジェンダー視点を組み込み事業を実施する。なお、Bono Vida Mejor においても、同様の観点から女性を「受給者名義人」として登録することを推奨しており、実際に受給者の90%は女性となっている。

②貧困削減

本事業はホンジュラスにてCCTを受給している世帯を対象としている。CCTを受給するためには、ア) 貧困地域に指定された村及び地区の住民であること、イ) 社会経済調査を受け、極貧または貧困世帯に分類されていること、ウ) 教育・保健・栄養の条件順守対象となる世帯構成であり、エ) 同地域で教育・保健・栄養に関するサービスが提供されていること、が全て満たされなければならない。そのため、

本事業は貧困層を対象とした事業である。

3)その他

特になし

(9)関連する援助活動

1)我が国の援助活動

- ・ 本事業の対象地域を含む全国レベルで、技術協力事業「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト(FOCAL2)」(2011年11月～2016年11月)が実施されており、市や市連合会¹²を通じた住民の自主的な地域開発を促進する活動が行われている。FOCAL2で実施している「参加型住民センサス調査」では各世帯の生活状況に関する調査結果を得ることが出来る。また「参加型コミュニティ開発計画」では、必要と考えられる生活改善の具体的な事業が整理されている。
- ・ 技術協力事業「国家保健モデルに基づくプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」(2013年4月～2018年4月)が実施されており国家保健モデルに基づいた保健サービス向上のための実施体制や能力強化が図られている。同案件の対象地域を選定することを予定している。
- ・ 農村地域の貧困世帯及び生活改善という視点では、これまでにオコテペケ県、ラパス県やサンタ・バルバラ県などで、村落開発普及員をはじめとする JOCV が、日本の生活改善アプローチを用いた活動を実践し、現場の課題に取り組んできた。
- ・ 草の根・無償資金協力により、1989年以降、学校建設など教育分野において150件(2009年～2013年の5年の年平均12件)、並びに診療所建設など保健分野へ50案件以上(同5年の年平均3件)の支援を通じて、教育・保健サービスの向上に貢献している。

2)他ドナー等の援助活動

2.「(4)他の援助機関の対応」に記載の通り、Bono Vida Mejor は、米州開発銀行、世界銀行、中米経済統合銀行の融資により実施されている。これらの国際金融機関が、Bono Vida Mejor 本制度の実施・強化の支援を行っている。

¹² 市連合会とは、個々の市では解決が難しい課題に対して対処することを目的に、近隣の複数の市によって設立される地域団体で、地方自治体法に根拠を有する。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標:

CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を促進するために構築されたモデル(※)が全国展開に向けて制度化される。

指標:

- ・ 構築されたモデルが法令もしくは条例として制定される。
- ・ 構築されたモデルを実施するための予算が SEDIS/SSIS 及び市、市連合会において確保される。

※モデルは、対象市での実践を通じて確立した、CCT 受給世帯の家計管理、金融アクセス、生活改善・生計向上を促進するための手法、関係機関、各関係機関の役割、予算策定のためのアプローチ等を含む。

2) プロジェクト目標:

CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を促進するモデルが構築される。

指標:

- ・ 対象市の CCT 受給世帯のうち、500 世帯以上が生計向上や生活改善のための活動を開始する。
- ・ 成果 4 のガイドラインが社会統合副省(SSIS)により承認される。

3) 成果及び活動

成果1: 対象市の CCT 受給世帯の家計管理能力が強化される。

成果2: 対象市の CCT 受給世帯の金融サービスへのアクセスが改善される。

成果3: 対象市の CCT 受給世帯が、生活改善・生計向上に必要な技術を身につける。

成果4: 成果1~3をとりまとめ、CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を促進するためのガイドラインが作成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 対象地域の市、市連合会がプロジェクトに協力する。

(2) 外部条件

- ・ SEDIS/SSIS、市連合会をはじめとする関係機関の役割・方針が大きく変わらない。
- ・ 対象市の治安・経済状況が大きく悪化しない。
- ・ ホンジュラス政府の CCT に関する方針が大きく変更されない。
- ・ 関連する他ドナーの CCT 支援に関する方針が大きく変更されない

- ・ CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を行うための SEDIS/SSIS の人員・予算が継続的に確保される、等

6. 評価結果

本事業は、ホンジュラス国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

＜ホンジュラス国「西部地域開発能力強化プロジェクト」(FOCAL)より＞

同プロジェクトでは、政権交代による人の異動や方針変更等の政治的な影響を受けにくい市連合会に働きかけて地方行政の能力強化を行うことで、継続性のある技術支援が可能となっている。また、コミュニティ参加型の手法によるベースライン調査及び市の事業計画等を実施・計画立案することで住民の積極的な関与やプロジェクト実施の透明性と効率性が高まった。本プロジェクトにおいても、CCT 受給世帯の能力強化を行うに当たっては、市連合会を関係機関として積極的に巻き込むこと、また CCT 受給世帯の現状把握のために参加型手法を活用したベースライン調査を行うことを想定している。

＜ホンジュラス国「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト」(MeM)より＞

同プロジェクトではホンジュラス国の貧困層の農村女性を対象に、現金収入向上を目的とした小規模事業の起業支援を行った。貧困層が自主的にオーナーシップを持って経済活動を行うためには問題解決に向けた一人一人の意識改革が必要であることから、社会研修と題した自尊心向上やチームワークを図る研修が行われた。しかし、活動の初期段階においては女性グループの状況改善のための活動が中心となり、そのプロセスをファシリテーションする人材や体制作りが遅れた。したがって、本プロジェクトでは、CCT受給世帯の支援を行う政府機関、関連組織の能力強化と体制構築を担保するために TOT 研修やモニタリング活動を組み込むことで持続性の高いモデルの構築を目指している。なお、同プロジェクト活動5年間のノウハウはガイドラインとして取りまとめられていることから、同国におけるプロモーターの養成や小規模事業のための組織作りに関する能力強化研修を行う際にリソースとして活用する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 6ヶ月以内 ベースライン調査

事業終了 3年後 事後評価

9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴

現在ホンジュラス政府が実施している CCT プログラムは、重要視している政策の一つであり、ホンジュラス国内での関心が高い。また、CCTの支給をいかに金融包摂に結び付けるかについては近年国際的にも注目されているものである。本事業による成果や知見についてはホンジュラス国内のみならず、国際会議等でも広報を行う。

2) 日本にとっての特徴

CCT 受給世帯を対象に、金融包摂及び生活改善・生計向上を促進するための事業はこれまでにない取り組みであり、本事業から得られた教訓を積極的に発信する。

案件概要表

個別案件（専門家）

2018年08月28日 現在

主管区分：本部主管案件

産業開発・公共政策部

案件名 (和) 中小企業の品質・生産性向上支援に係るファシリテーター育成
(英) Assistance for Capacity Developing of Facilitators on Improving Productivity and Quality for Small and Medium Enterprise in Honduras

対象国名 ホンジュラス

分野課題1 民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成

分野課題2

分野課題3

分野分類 鉱工業-工業-工業一般

プログラム名 社会・経済開発プログラム

援助重点課題 地方開発

開発課題 社会経済基盤強化

プロジェクトサイト テグシガルパ市、サンペドロスーラ市

署名日(実施合意) (*)

協力期間 (*) 2018年11月1日 ~ 2022年03月31日

相手国機関名 (*) (和) 国家計画・国際協力省 国家品質システム局
(英) National System of Quality, Technical Secretariat of Planning and External Cooperation (SEPLAN)

プロジェクト概要

・背景

ホンジュラス（以下、ホ国）において、中小企業は国内総生産 GDP への貢献および雇用創出に重要な役割を果たしている。また全企業数のうち85%は中小・零細企業が占め、概ね GDP の20~30%は中小企業によるものであり、経済の重要な部分は中小企業に支えられている、といえる。また、ホ国の開発政策の基礎となる「国家ビジョン（2010-2038）」では「持続的かつ環境保全に配慮した、生産的・機会創出・尊厳ある雇用を促進する国家」を目標として掲げられており、同目標を達成すべく我が国は、中

小企業・生産性向上分野にシニア海外ボランティア派遣、研修事業等を通じ継続的に支援を実施している。コスタリカの「中小企業の品質・生産性向上に係るファシリテーター能力向上プロジェクト(以下 CEFOF プロジェクト)」(2009-2012)の枠組みで、ホンジュラスでは国立職業訓練庁、商工省、国家地域産業開発協会、商工会議所等の機関から5名が研修に参加した。研修員の同研修に対する評価は非常に高く、また理論だけでなく実践(OJT)を伴った内容が良い結果に繋がっている。

今後更に多くの中小企業に対して、ホ国内で直接品質・生産性向上の研修・OJT指導を行い人材育成を行うことが、ホ国内の産業振興、国際競争力強化のために必要となっている。本案件は、上記のCEFOFプロジェクトで育成されたコンサルタントをホ国に専門家として派遣し、ホ国のニーズに併せた形で、日本式品質・生産性向上の研修等の活動を行いより多くのファシリテーター育成を支援するものである。

・上位目標

中小企業(従業員11名~150名程度の規模の企業)の人材育成・強化を通じた競争力強化により、貧困削減に資する経済成長が促進される。

・プロジェクト目標

ホ国内の中小企業支援機関で日本式品質・生産性向上に焦点を当てた中小企業コンサルテーションのためのファシリテーターが育成される。

・成果

- 1.ホ国内の中小企業支援機関のファシリテーター育成に関する体制が構築される。
- 2.中小企業支援をするファシリテーターが、(ホ国の実情・ニーズを踏まえ)経営管理・品質管理・生産性向上の手法を身につける。

・活動

- 1.1 ファシリテーター育成研修に係る実施体制(協働体制)を明確化する。(実施機関は国家計画・国際協力省 国家品質システム局(SEPLAN-SNC)、協力機関は、商工省(SIC)、経団連(ANDI)等)
- 1.2 ニーズ調査に基づいてファシリテーター育成研修の内容を選定する。
- 1.3 ファシリテーター候補者の募集・選考をする。
- 1.4 OJT対象の企業の選定をする。

- 1.5 ファシリテーター育成研修を計画、実施、監理、評価する。
- 1.6 ファシリテーター(UTN 認定) 人材データベースを構築する。
- 2.1 中小企業支援機関の要員に対して、ファシリテーター育成研修を実施する。
- 2.2 ファシリテーターが対象地域の中小企業にOJT指導を計画・実施し、モニタリング・評価を行う。

・投入

・日本側投入

コスタリカ人短期専門家（第三国専門家）、在外事業強化費

・相手国側投入

カウンターパート配置、第三国専門家への謝金、その他プロジェクト実施に必要な経費（専門家の国内旅費、研修関連費用（スペース、会議費））

・外部条件

首都テグシガルパは治安の状況は良くないことから、在ホンジュラス日本大使館及び JICA ホンジュラス事務所の定める安全対策措置を遵守して、業務及び日常生活を行う必要がある。

実施体制

・現地実施体制

実施機関は国家計画・国際協力省 国家品質システム局(SEPLAN-SNC)、協力機関は商工省（SIC）、経団連(ANDI)

・国内支援体制 (*)

関連する援助活動

・我が国の援助活動

・他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

国際協力機構 地球環境部 自然環境第二チーム

1. 案件名

国名：ホンジュラス共和国

案件名：和名 ラ・ユニオン生物回廊プロジェクト

英名 La Union Biological Corridor Project for Sustainable Use and Conservation of Biodiversity

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における生物多様性保全セクターの開発実績（現状）と課題

ホンジュラスは北緯 12～16 度の熱帯圏に位置し、生物多様性は高く、沿岸部の魚類を含め知られている脊椎動物だけで 1971 種に達する。このうち 69 種が固有種であり、特に両生類に固有種が多い。その一方でホンジュラスは中米 7 カ国の中で森林減少面積、割合とも最も大きく、森林減少率は年 2.16%に達する（2005-2010 年）（FAO 2010 年資料）。

生物回廊は、保護地域を森林や河畔植生などで結び生物移動を確保することで地域全体の生物多様性や特定種の個体群存続可能性を高めることが本来の目的であるが、途上国では生物多様性・生態系の保全を通じて回廊を持続可能な開発のためのツールとしても利用する考えが一般的になりつつある。中米地域で 1999 年から開始された「メソアメリカ生物回廊（Meso-American Biological Corridor : MBC）プロジェクト」も、「持続可能な社会・経済発展に資するための生物・生態系多様性の保全を目指した地域イニシアティブ」と位置付けられている。ホンジュラスにおける生物回廊も、主目的である生物・生態系保全を通じて自然資源の持続的供給能力の向上、防災機能の維持・強化等がなされ、地域の社会・経済的課題の改善に資することが期待できる。

しかし、これまでの国際機関や ODA によるホンジュラスの生物回廊に対する支援は、比較的生物多様性の高いカリブ海側（北部回廊）と、ニカラグア国境部（コラソン回廊）を中心に行われてきた。その一方で、中央部・南部の回廊に対しては、環境省（Mi Ambiente）による回廊計画上の対象ではあるものの、マツ林と丘陵地での小規模農業地が混在し住民による活動の影響が大きいいため統合的な管理体制が取りにくい等の理由から、これまで効果的な支援は実施されてこなかった。

(2) 当該国における生物多様性保全セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ホンジュラス政府は 2010 年 1 月に「気候変動国家戦略」を策定し、7 つの重点セクターを設定、「森林保全と生物多様性」がその一つとして位置づけられている。国家戦略の担当機関は環境省であり、自らの所掌業務である森林保全や生物多様性、大気汚染等の対策を図るとともに、同戦略の調整機関として、国家レベルでは他の関係省庁、また地方自治体とも連携を図ることとされている。

そのうち、生物多様性保全については、国内の生物回廊の設置や運用に関して規定した「生物回廊管理規則」が 2015 年内に発効される見込みであり、同規則発効後には関係省庁および関係団体による調整機関「国家生物回廊委員会 (Comité Nacional de Corredores Biológicos de Honduras : CONACOBH)」が組織され、生物回廊の設置やモニタリングなどに関する詳細な運用ガイドラインを策定する予定となっている。ホンジュラス政府は本規則に基づいた生物回廊の適切な管理を促進するため、国内に設定されている 10 の生物回廊のうち、南部のラ・ウニオン生物回廊を対象として、自然環境の保全と地域の自然資源の持続的活用を促進するプロジェクトを我が国に協力要請した。

(3) 生物多様性保全セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国はホンジュラス国への援助方針の中で「防災対策」を重点分野の一つとしてあげており、事業展開計画における協力プログラム「気候変動のリスクの緩和プログラム」に合致する。また JICA 自然環境保全分野事業戦略 (2014-2020) においてはホンジュラスを戦略課題「保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全」の準重点国として位置付けている。これまでの自然環境保全分野における我が国の援助実績は以下の通り。

- ・ホンジュラス共和国北部メソアメリカ生物回廊管理 (2010-2013)
- ・エル・カホン・ダム森林保全区域でのコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト (2013-2016 予定)

(4) 他の援助機関の対応

1999 年から 2005 年の間、中米域内の自然保護区の回復・保全と周辺住民居住区との共生を目指し、メキシコ南部からパナマに跨るメソアメリカ生物回廊 (MBC) プロジェクトが実施された (GEF,GIZ の資金援助)。同プロジェクトを通じてホンジュラスでは 10 の国内生物回廊が特定され、本プロジェクトの対象地域であるラ・ウニオン生物回廊はその一部となっている。

ラ・ウニオン生物回廊内では、2011 年に UNDP-GEF による「エコシステムプロジェクト」(2004 年～2013 年) が実施され、コミュニティにおける持続可能な開発と保全の支援が行われた。エコシステムプロジェクトが終了した 2013 年からは、オランダ系 NGO である ICCO がコミュニティでの活動支援を継続し、教育や保健衛生の改善等の活動を行っているが 2015 年 9 月に終了予定となっている。

本プロジェクトにおいては、これらの他の援助機関の支援成果を活用しつつ、事業を実施する。

3. 事業概要

(1) 事業目的 (協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、国家生物回廊委員会の能力強化を通じたホンジュラス国生物回廊管理における

国家レベルでの組織・制度の強化、ラ・ウニオン生物回廊において、組織・制度および管理計画の確立、パイロットコミュニティにおける持続的利用・保全計画の策定・奨励、及び生物回廊管理に関する知識・経験の内外への共有を行うことにより、「ホンジュラス生物回廊規則」に基づく生物回廊管理モデルの確立を図り、もってラ・ウニオン生物回廊の適切な管理と確立された管理モデルの近隣生物回廊への適用に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ラ・ウニオン生物回廊（ユスカラン市、グイノペ市、オロポリ市にまたがる生物回廊、約46,000ha）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

1) 直接受益者

ホンジュラス環境省（Mi Ambiente）生物多様性部門（Dirección General de Biodiversidad : DIBIO）職員

同省森林・保護区・野生動植物保全局（Instituto Nacional de Conservación y Desarrollo Forestal, Áreas Protegidas y Vida Silvestre : ICF）職員

ユスカラン市役所環境担当職員

グイノペ市役所環境担当職員

オロポリ市役所環境担当職員

パイロットコミュニティにおいてパイロット活動に従事する住民

※パイロットコミュニティは上記3市内の村落から選定する。

2) 最終受益者

ラ・ウニオン生物回廊内住民（約28,000人）

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2016年1月～2021年1月を予定（計60ヶ月）

(5) 総事業費（日本側）

2.5億円

(6) 相手国側実施機関

ホンジュラス環境省（Mi Ambiente ※組織改編によりSERNAから名称変更）生物多様性部門（DIBIO）（ホンジュラス国内の生物多様性保全にかかる施策を担当する部署）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

専門家派遣

- チーフアドバイザー
- 生物多様性保全/業務調整
- 短期専門家（専門分野未定）

研修

- 特定分野における本邦／第三国研修

プロジェクトに必要な活動経費の一部

プロジェクトに必要な資機材の一部

2) ホンジュラス国側

人材配置

- プロジェクト・ダイレクター Mi Ambiente 副大臣
- プロジェクト・マネジャー DIBIO 局長
- 日本側派遣専門家に対するカウンターパート
- 事務職員

執務室（家具付き）

プロジェクトに必要な活動経費の一部

プロジェクトに必要な資機材の一部

プロジェクト活動に必要な情報（諸政策・制度に関する情報、対象地域にかかる既存データなど）

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転：なし

① カテゴリ分類（A,B,C を記載）：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は人的能力強化に関わる活動が主体であり、また、自然資源の持続的な利用・保全に寄与するパイロット活動の実施が想定されていることから、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

2) ジェンダー平等推進/平和構築・貧困削減：特になし

3) その他：特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

JICA は 2010 年～2013 年にかけて、メキシコ政府との南南協力により「北部メソアメリカ生物回廊プロジェクト」を実施し、ホンジュラスの「生物回廊管理規則」の案を提案した。本事業はこの「生物回廊管理規則」に基づき、生物回廊管理の実施を通じてホンジュラス関

係者の能力を向上するものである。

本事業におけるコミュニティレベルでの環境保全型生産活動支援には、JICA が協力中の「エル・カホン・ダム森林保全区域でのコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト」において実践されている傾斜地での土壌流失を防ぐための農法の導入や農民の組織化と普及に関する経験が、また三市の市役所の能力強化には、JICA が協力中の「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（FOCAL II）」において実践されている住民ニーズを踏まえた地域開発計画／事業の策定／実施、住民・行政間の信頼関係の強化、オーナーシップの醸成等の経験が活用できる。

2) 他ドナー等の援助活動

ホンジュラスでは、世銀-GEF による「保護優先地域生物多様性プロジェクト」(Biodiversity in Priority Areas Project: PROBAP) (1997～2005 年) により国内の生態系区分と保護地域のギャップ分析が行われた。その後、今回提案地域に近いホンジュラスーニカラグア国境地域の「国境をまたぐコラソン生物圏保護地域」(Corazon Transboundary Biosphere Reserve: CTBR) プロジェクトを、GEF と GIZ が中心となって支援した (2006～2012 年)。また、ホンジュラスのカリブ海側「北部生物回廊プロジェクト」(PROCORREDOR) を、EU、GEF、USAID などが共同して支援してきた (2009-2012 年)。

本プロジェクトの対象地域であるラ・ウニオン生物回廊は、2011 年に UNDP-GEF による「エコシステムプロジェクト」(2004 年～2013 年) のパイロット地域として選定され、コミュニティにおける持続可能な開発と保全の支援が行われた。エコシステムプロジェクトが終了した 2013 年からは、オランダ系 NGO である ICCO がコミュニティでの活動支援を継続している (2015 年 9 月に終了予定)。ICCO のプロジェクトでは 13 のパイロットコミュニティを選定し、教育や保健衛生の改善等の支援活動を行っている。

プロジェクト実施に当たっては、これらの他機関の支援成果で活用できるものがあれば活用を図る。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

スーパーゴール：

生物回廊管理のガイドラインが SICA/CCAD (中米統合機構/環境開発委員会) を通じて、SICA 加盟国のメソアメリカ生物回廊 (MBC) 管理において参照される。

(指標)

- ガイドラインが SICA 大臣会合で発表される。
- ガイドラインが SICA/CCAD に公式に有用だと認識される。ラ・ウニオン回廊で

開発された生物回廊管理モデルが近隣の生物回廊において適用ないし参照される
(生物回廊の数はプロジェクト開始後に決定)。

上位目標：

生物回廊管理のガイドラインが CONACOBH (国家生物回廊委員会) を通じて少なくとももう一つのホンジュラスの生物回廊管理に適用される。

(指標)

- 短中期ロードマップに基づき CONACOBH が運営される。
- ホンジュラスでの 2 つ目の生物回廊が登録された場合に、ラ・ユニオン生物回廊の経験 (もしくはモデルガイドライン) が適用される。

2) プロジェクト目標と指標

ラ・ユニオン生物回廊をパイロットケースとして「ホンジュラス生物回廊規則」に基づくホンジュラスの生物回廊管理の制度的枠組みが強化される。。

(指標)

- ラ・ユニオン生物回廊の経験と知識がホンジュラスでの生物回廊管理モデル¹としてのガイドラインに取りまとめられる。
- 少なくとも平均 80% の委員会メンバー (環境省、林野庁他) の参加によって CONACOBH の運営が継続される。
- ホンジュラスの全ての生物回廊のためのモデルに適用されるための基準がガイドラインに記載される。
- ホンジュラスの全ての生物回廊管理のための標準化モデルとして CONACOBH によって公式にガイドラインが承認される。

3) 成果

成果 1

生物回廊管理のための CONACOBH が強化される。

成果 2

ラ・ユニオン生物回廊のためのローカルレベルでの組織・制度的枠組みおよび管理計画¹が確立し、その役割が強化される。

成果 3

選定されたパイロットコミュニティにおいて持続的利用・保全²計画が策定され、計画に基づいた活動の実施が促進される。

¹ 「管理計画」とは、ラ・ユニオン生物回廊の保全と地域開発の戦略、諸目標、ゾーニング、保護区内の規則、生産活動管理・環境教育・PES (生態系サービスへの支払い) などの活動を含む。

² 「持続的利用・保全」とは、水源地の森林保全による農地灌漑用水の安定的供給、土壌流出防止のため急斜面地の耕作制限とテラス型農地造成、森林維持と高品質豆生産のための日陰コーヒー栽培、地域主導エコツーリズム活動、SATOYAMA 型景観の維持など、自然資源の保全に配慮した活動をその地域の自然環境および社会環境をふまえて適切な方法で行うことである。

成果 4

生物回廊管理に関する知識・経験がラ・ユニオン生物回廊内外の生物回廊管理関係者に共有される。

4) 活動

(成果 1 のための活動)

- 1-1 国家生物回廊委員会 (CONACOBH) の運用面のガイドラインに役立つ情報を提供する。
- 1-2 諸政府機関間の調整能力を含む、CONACOBH のキャパシティ強化を実施する。
- 1-3 CONACOBH の活動の短中期ロードマップの策定を促進する。

(成果 2 のための活動)

- 2-1 ラ・ユニオン生物回廊の管理委員会の運用ガイドラインを策定する。
- 2-2 ガイドラインに従い管理委員会を編成する。
- 2-3 ラ・ユニオン生物回廊内の調査を実施する。
- 2-4 ラ・ユニオン生物回廊の管理計画を策定する。
- 2-5 管理委員会が管理計画の実施を調整する。
- 2-6 管理計画のモニタリングを行い、必要に応じて計画を改訂する。

(成果 3 のための活動)

- 3-1 2-3、基準に基づき、パイロットコミュニティを選定する。
- 3-2 9つのパイロットコミュニティにおける自然資源の持続的利用・保全に資する活動を選定する。
- 3-3 パイロットコミュニティによる持続的利用・保全計画策定を促進する。
- 3-4 パイロット活動を実施する。
- 3-5 パイロット活動の進捗状況をモニタリングする。
- 3-6 持続的利用・保全計画の更新をコミュニティで促進する。

(成果 4 のための活動)

- 4-1 プロジェクトの成果と教訓について関係者間の情報の共有を促進する。
- 4-2 ホンジュラス国内外で、生物回廊に関する知識と経験を共有するためのセミナーや会議を開催する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ラ・ユニオン生物回廊がホンジュラス環境省により承認される。
- 国家生物回廊委員会 (CONACOBH) が設立される。

(2) 外部条件 (リスクコントロール)

大規模な自然災害が発生しない。

6. 評価結果

本事業は、ホンジュラス国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

自然環境保全分野ナレッジ教訓シート1『自然環境保全における「住民参加型アプローチ」の適用判断』によると、住民による生計向上活動の実施について、「自然環境保全を最終的な目標とするも、生計向上活動と保全の連動性が不明確のまま事業が進むリスクがある」、また「プロジェクト完了後には C/P 機関の人員や予算不足、キャパシティ不足、住民だけによる活動継続の困難さなどが見られ、期待通りの事業展開がなされないリスクがある」とされており、その対応策として「対象地域の住民にとって、生計向上活動で取り組む内容は自然環境保全への動機づけとなる十分な経済的メリットがあるか、経済的な便益以外に、住民にとって自然環境保全へのニーズがあるか」「プロジェクト完了後の事業展開において、活用できる資金ソース、予算の想定はあるか」について確認する必要があるとされている。

また同教訓シート4『「モデル事業の形成」と実証』、シート5『「モデル事業の普及展開」と仕組み』には、モデル事業の普及に関して「プロジェクト完了後に実施体制（必要な人員、予算、コミットメント）が伴わず、他地域への普及展開が進まない」、「村から村への自然発生的なモデル展開に多くは期待できない」等のリスクが挙げられており、モデル形成に当たっては、普及展開させるための具体的な仕組みを計画段階からプロジェクトに織り込むことが必要とされている。

(2) 本事業への教訓

本案件でも、ラ・ウニオン生物回廊内におけるパイロット活動について、住民からはコーヒー栽培やエコツーリズムなどの生計向上につながる活動への支援の要望が強い。しかし、本事業を生物回廊内の「自然資源の持続的利用・保全」のための活動として明確に位置づけ、支援対象の村落や活動内容の選定にあたっては、住民を含めた関係者でクライテリアの再検討を行い、生計向上活動と保全の連動性のロジックを明確にする計画とした。

また、ホンジュラスには ECOTASA と呼ばれる森林法で定められた環境保全基金が存在し、環境税の徴収により維持されているが、現状では保護区内の活動のみに用途が限定されており、保護区外の生物回廊地域に使うことはできない。生物回廊管理規則が発効したのちには、回廊地域における活動予算を ECOTASA で賄うことができる可能性もあるため、プロジェクト終了後の持続性の担保の観点から、国家生物回廊委員会（CONACOBH）等の場を活用し、早い段階で関係機関と調整を行うこととする。

生物回廊管理モデルの他地域への適用にあたっては、DIBIO はラ・ウニオン生物回廊に続く地

域としてオランチョ県、およびテグシガルパの生物回廊で事業を予定している。これらの事業は現在まだ調査段階で回廊の境界を確認している状況であり、今後ラ・ウニオン生物回廊をモデルとして事業を進める予定である。これら他地域へのモデル適用に必要な実施体制については、国家生物回廊委員会によって検討を行い、プロジェクトで作成する短中期ロードマップに盛り込み、生物回廊管理モデルの他地域適用を図ることとする。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年度 事後評価

9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴：本プロジェクトは、「生物回廊管理規則」に基づくホンジュラスで初めての現場レベルの生物回廊管理案件であり、積極的に広報を行う価値は高い。

2) 日本にとっての特徴：生物多様性保全の取組みが先行するメキシコ、コスタリカからの専門家派遣やこれらの国での研修も予定しており、中米地域における域内連携案件である。

(2) 広報計画

ホンジュラス環境省は、2015年3月に生物多様性条約に基づく「クリアリングハウスメカニズム」(生物多様性データベースシステム)としてホンジュラス国内の生物多様性に関するポータルサイトを開設し、関係機関、報道機関等に発表を行った。本プロジェクトの活動も、ホンジュラス国内の生物多様性保全につながる取組みとして、同サイトを活用した広報展開が期待できる。

また2016年にメキシコで開催される生物多様性条約COP13で本プロジェクトの成果を発信することを予定しており、中米における生物多様性分野への日本の国際貢献を世界に発信する機会として有効に活用することとする。

Details of the Project

Date : March,2020

Project Management Department : JICA Honduras Office

1. Project title

Country: Honduras

Project title : Community Reactivation thorough Community Police under the Coordination with Local Governments

2. Background and necessity of the Project

(1) Current status and issues

Honduras has faced very high levels of violence and criminality. Homicide violence reached a peak in 2012 with an average of 20 homicides a day. One of the causes of violence is associated with drug trafficking as Honduras is often a transit point. The Government of Honduras places importance on "security" in the Country Vision (2010-2038) and the National Plan (2010-2022), stating that strengthening the crime prevention system by building trust between police and residents is indispensable for improving security.

Japan has cooperated in this field through its Training Program and Follow-up Cooperation projects since 2005. In cooperation with Brazil, between 2009 and 2012, JICA implemented in Honduras the project "Training for the National Police on the Community Police Philosophy by Japanese Model" (Phase 1), to contribute in strengthening the police-community partnership, in efforts to help reduce criminal rates and protect the Honduran family.

The project was born as a necessity for the National Police to implement a successful Community Police model, to strengthen the police service. During this phase, 12 community police stations were established as pilot stations in the capital city of Tegucigalpa and San Pedro Sula, while a Community Police Training Plan and a Community Police Manual were elaborated and implemented, according to the Japanese model.

In order to fully be introduced a National Community Police Service, a second phase was implemented from 2013 to 2016, as a Third Country Expert Scheme with the support of the São Paulo State Military Police, which received technical assistance from Japan.

The Project held National and International Seminars to contribute to spread nationwide local police activities according to social conditions in Honduras, while continuing to receive technical assistance from third country experts from Brazil. The National Police compiled its Community Police Manual, and officially announced the launch of a National Community Police Service Model on its 134th Anniversary Ceremony in January 2016, stating that all national police officers should work on local police activities.

Through the previous phase, it was recognized that anti-crime activity based on a cooperation system with local governments is effective for the strategic development of Community Police Service. Therefore, during this phase, the Project aim to enhance public safety measures and promote community reactivation by building out cooperation system with local governments and other local actors, while also continuing national or regional Workshop to sustain Community Police Service Model in the Honduras National Police.

(2) Japan and JICA's assistance policy in Honduras and the positioning of the Project

Priority Area: Regional Development

Development Thematic Issue: Strengthening of the Socioeconomic Base

Cooperation Program: Economic Development

3. Project outline

(1) Scope of the Project : The Honduras National Police implements a Community Policing Service National Model enhancing the police – community relation in collaboration with local governments.

(2) Project sites : 10 model pilot sites in (1) Las Vegas Santa Bárbara, (2) La Ceiba, (3) Choluteca, (4) Distrito Central, (5) San Pedro Sula, (6) Gracias, (7) Comayagua, (8) Puerto Cortes, (9) Roatan, (10) Santa Rosa de Copán.

(3) Beneficiaries (Target group)

Direct beneficiaries : Honduras National Police

Total beneficiaries : Communities from the 10 pilot sites

(4) Estimated cost (Japanese side) 52,225,000 yen

(5) Cooperation period April 2016- March 2021

(6) Implementation structure: Community Police Department/Honduras National Police/
Secretariat of Security

(7) Input

1) Japanese side : cost of Brazilian Experts, Local activities expenses, Teaching materials, Basic Equipment, Training of project counterparts in third countries

2) Honduras side

Counterpart assignment Operational expenses, Human Resources, Administrative Expenses, Technical Training Team

(8) Other projects related to the Project

1) Japan's projects : Community Police Project Phase I and II

2) Other development partners' projects United for Justice, USAID, Swiss Agency for Development and Cooperation (SDC), IDB

(9) Environmental and social considerations/ Poverty reduction/ Social development

N/A

4. Project description

(1) Overall Goal : Contribute to reduce the incidence of crime in the 10 municipalities of intervention, under the National Model of Community Police Service (NMSPC)

Indicator : Homicide rate decrease in 2021 in comparison to 2016

(2) Project Purpose : NMSPC introduced and implemented at the level of target municipalities with the support of local governments.

Indicator : The National Model of Community Police Service (MNSPC) implemented at 10 project sites

(3) Outputs

Output 1: Established and introduced an Interagency Coordination Mechanism between local governments and the National Police, to coordinate citizen security actions.

Indicator : Mechanism approved by the Secretariat of Security

Output 2: Strengthened the capacities of police and local governments in the management of adequate tools for prevention in the target municipalities with the National Model of the Community Police Service NMSPC.

Indicator : Methodology defined

Output 3 : Contribution in the elaboration processes of the local citizen security plans in the target municipalities making inter-institutional synergy.

Indicator : Participation in at least 2 process

Output 4: Implementation mechanism of the MNSPC at the level of target municipalities

with the accompaniment of local governments systematized and socialized nationally and internationally

Indicator : Socialization and Systematization executed

(4) Activities

- 1.1 Establish and institutionalize a police action protocol to operationalize the Mechanism.
 - 1.2 Carry out an exchange with other countries to learn about experiences in police and local government action mechanisms.
 - 1.3 Visits and workshops to coordinate the process with local governments.
 - 1.4 Prepare draft of the Mechanism in which the different initiatives defined jointly are integrated.
 - 1.5 Establish lines of action (social, prevention, educational, etc.) to implement the MNSPC at the level of commonwealth or municipality, acquiring co-responsibility of each of the actors in compliance.
 - 1.6 Subscription of agreements or inter-institutional agreements with local governments.
 - 1.7 Feedback on the implementation of the Mechanism according to the best practices achieved.
 - 1.8 Technical assistance visits from Brazilian experts for the development, monitoring and evaluation of the process
-
- 2.1 Survey the training needs.
 - 2.2 Development of methodological and didactic tools for training.
 - 2.3 Sensitize and train local actors and governments of municipalities and associations in the national model of community policing service MNSPC.
 - 2.4 Preparation of training plan.
 - 2.5 Train members of the National Police and local governments, according to the training plan.
 - 2.6 Establish a system of evaluation and monitoring to apply the tools.
 - 2.7 Technical assistance visits from Brazilian experts for the development, monitoring and evaluation of the process.
- 3.1 Share experiences in methodologies for preparing FOCAL Municipal Development Plans.
 - 3.2 Trainings in the FOCAL Methodology to the National Police.

- 3.3 Train the key actors that contribute to local planning.
 - 3.4 Apply an institutional and community diagnosis (community profile) in target municipalities.
 - 3.5 Exchange opinions and share the essence of the Mechanism with national and international donors.
 - 3.6 Technical assistance visits from Brazilian experts for the development, monitoring and evaluation of the process.
-
- 4.1 Organize reports, processes and experiences with dates, agreements and results.
 - 4.2 Documentation on the experience of the 10 municipalities.
 - 4.3 Conduct socialization seminars at national and international level.
 - 4.4 Technical assistance visits from Brazilian experts for the development, monitoring and evaluation of the process.
 - 4.5 Exchange of experiences with other countries bilaterally.

5. External conditions

The country's political and social conditions remain stable.

Political will of local governments

The government's strong commitment to maintain the MNSPC does not change.

The political will of local governments and national police for the construction of citizen security does not change

6. Lessons learned to be applied to the Project

JICA's cooperation to Brazil in Community Policing provided the exchange of techniques with police organizations in Central American countries in community-policing practices based on the experience of the Sao Paulo police. As a result, Honduras, El Salvador and Guatemala implemented Community Police Projects. Therefore, it is important to exchange experiences among Central American countries.

7. Result of Ex-ante evaluation

N/A

8. Evaluation schedule

N/A

9. Remarks

Please refer to attached sheet of 2020 Activities and Estimated Budget.

案件概要表

技術協力プロジェクト 2019年03月12日 現在
主管区分：本部主管案件
地球環境部

案件名 (和) 首都圏斜面災害対策管理プロジェクト
(英) Project for Control and Mitigation of Landslide in Tegucigalpa Metropolitan Area

対象国名 ホンジュラス

分野課題1 水資源・防災-土砂災害対策

分野課題2

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防

プログラム名 災害に強い社会づくりプログラム

援助重点課題 防災対策

開発課題 防災・災害対応

プロジェクトサイト テグシガルパ首都圏

署名日(実施合意) (*) 2018年11月28日

協力期間 (*) 2019年02月01日 ~ 2022年12月31日

相手国機関名 (*) (和) テグシガルパ市役所
(英) Central District Municipality

プロジェクト概要

・背景

ホンジュラスの首都テグシガルパ市は盆地に発展した都市であり、周囲を傾斜地に囲まれていることから、降雨を誘因とする地すべり災害や豪雨に起因する洪水が発生しやすい地形的特性がある。実際、1998年に発生したハリケーン・ミッチの襲来に伴い、テグシガルパ市の旧市街地を中心に1,000人以上もの死者・行方不明者が発生している。首都圏では人口増加に合わせて集合住宅建設へのニーズは高まっているが、土地利用管理にかかる情報、分析手法、ツール等が十分に整備されていないため、建設サイトのリスク評価が適切に行われていない状況である。また、地方からの流入者の多くは住居地域が限られることから、地すべりや斜面崩壊といった土砂災害の危険性が極めて高い地域に居住せざる得ない状況であり、近年

テグシガルパ市で発生した斜面災害の多くが土地の不適切な利用や規制・監視体制の不備などが原因となっている。斜面災害の状況から早急に構造物対策工事が必要な場所もあるが、構造物対策を計画・設計・施工できる能力は官民ともに有していない状況である。このような状況から、首都圏の斜面災害対策管理の能力向上を目指す本事業へのニーズは非常に高い。また、2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において採択された『仙台防災枠組 2015-2030』について、ホンジュラスは国家災害対策委員会(COPECO)を中心に同枠組の実現を目指している。本事業は、斜面災害リスクの解析・分析の能力強化を通じて、同枠組の優先行動で挙げられた優先事項1「災害リスクの理解」を、また、土地利用規制の開発を支援することを通じての優先事項2「災害リスク管理のための災害リスクガバナンス」を、さらに、構造物の建設を通じて優先事項3「強靱化に向けた防災への投資」を支援する予定であることから、本事業の内容はホンジュラスの『仙台防災枠組 2015-2030』への取り組み方針と合致している。

- ・ 上位目標

「首都圏における斜面災害リスク軽減アクションプラン」に基づき、斜面災害リスクに対して必要な対策及び緩和措置が取られるようになる。

- ・ プロジェクト目標

首都圏の斜面災害対策管理の能力が高まる

- ・ 成果

成果1：斜面災害現象を解明するための詳細調査・解析能力が強化される

成果2：中小規模の斜面災害対策にかかる設計、施工、施工管理、維持管理の能力が強化される

成果3：斜面災害のハザードマップ及びリスクマップの作成能力が強化される

成果4：斜面災害にかかる土地利用規制の能力が強化される

- ・ 活動

1.1.斜面災害の構造物対策実施に向けたパイロット地区を選定する（中小規模地すべり2地区、中小規模斜面崩壊/落石2地区、大規模地すべり1地区、大規模斜面崩壊/落石1地区）。

1.2.中小規模の斜面災害リスク4地区の調査計画書を作成する。

- 1.3. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区の地形状況を調査する（地形標高モデル用の空間情報を取得）。
- 1.4. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区の地球物理学的（弾性波探査、電気探査等）と力学的（室内試験等）特徴を調査する。
- 1.5. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区における調査結果を解析し解釈する。
- 1.6. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区および周辺地域の脆弱性を評価する。
- 1.7. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区のリスクを定義しリスク域の特徴を把握する。
- 1.8. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区において、アウトプット 2 で実施する構造物対策の設計方針と必要となる定数を検討する。
- 1.9. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区において、発生機構と発生プロセスの特徴を系統化する。
- 1.10. 活動 1.1 で選定した大規模の斜面災害リスク 2 地区において、将来的なプロジェクト実施に向けた事業計画書を作成する。
- 1.11. 活動 1.1－1.9 に基づいて、中小規模斜面災害リスク調査・解析マニュアルを作成する。
- 1.12. 作成したマニュアルの普及を目的とし、トレーニング、セミナー、会議を実施する。
- 1.13. 優先地域において斜面災害リスク軽減アクションプランを作成する。
- 2.1. アウトプット 1 の情報に基づいて、中小規模の斜面災害リスク 4 地区で構造物対策工を設計する。
- 2.2. 様々な斜面災害における構造物対策工法の適用可能性について考察する。
- 2.3. 環境・社会影響評価を実施する。
- 2.4. 首都都庁が実施する中小規模の斜面災害リスク 2 地区の構造物対策に係る予算を準備する。
- 2.5. 入札図書（技術仕様書、計算書、見積書、必要資機材・予算）を準備する。
- 2.6. 入札を実施し現地再委託先を選定する。
- 2.7. 構造物対策工の実施に向けて、選定された現地再委託先と契約する。
- 2.8. 構造物対策工を施工し施工管理を行う。
- 2.9. モニタリング計画と維持管理計画を作成する。
- 2.10. 構造物対策工のモニタリングと維持管理を実施する。

- 2.11.活動 2.1 及び 2.10 に基づいて、中小規模斜面災害リスク地区における設計・調達・施工・維持管理マニュアルを作成する。
- 2.12.プロジェクトで作成したマニュアルの普及を目的として、トレーニング、セミナー、会議を実施する。
- 2.13.優先地域において斜面災害リスク軽減アクションプランを作成する。
- 3.1.斜面災害リスクに係る地図と情報をレビューする。
- 3.2.「斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップ」と「マルチハザードマップ」の更新に向けたパイロット地域を選定する。
- 3.3.現場用の簡易ハザード・リスク評価チェック表を作成し、簡易ハザード・リスク評価法を考案する。
- 3.4.パイロット地域においてチェック表により斜面災害状況を調査する。
- 3.5.パイロット地域における既往の空間情報を収集する。
- 3.6.パイロット地域において空間情報を解析する。
- 3.7.活動 3.4 の現地調査結果と活動 3.6 の空間情報解析結果を解釈する。
- 3.8.パイロット地域において斜面災害のハザードとリスクをランク付けする。
- 3.9.首都圏リスク情報統合システム SIMRET の高度化に向け、活動 3.8 のランク付けにより「斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップ」と「マルチハザードマップ」を更新する。
- 3.10.活動 3.1 及び 3.9 に基づいて、ハザードマップおよびリスクマップ作成マニュアルを作成する。

・投入

・日本側投入

- ①短期専門家派遣（合計約 54.8 M/M）：総括、地質調査・解析、地形調査、構造物対策、斜面災害ハザード評価、GIS マッピング、土地利用規制、業務調整
- ②本邦研修
- ③供与機材：数値地形モデル（Digital Terrain Model）データ

・相手国側投入

- ①カウンターパートの配置
- ②案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- ③専門家の執務用オフィススペース
- ④2ヶ所の中小規模斜面災害のパイロット構造物対策工の建設費

- ・ 外部条件

- (1) 前提条件

- ワーキングメンバーが配置される。

- (2) 外部条件（リスクコントロール）

- （プロジェクト目標達成のための外部条件）

- 事業実施期間に亘り主要な C/P がプロジェクトに配置される。

- AMDC が UNAH の所有する資機材等にアクセスできる状態にある。

- （上位目標達成のための外部条件）

- AMDC 及びホンジュラス国政府の斜面災害リスク対策の重要性が高い水準で維持される。

- AMDC が UNAH の所有する資機材等にアクセスできる状態にある。

実施体制

- ・ 現地実施体制

- ・ 国内支援体制 (*)

関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動

- ・ 他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

個別案件（専門家）

2019年03月15日 現在

主管区分：本部主管案件

中南米部

案件名	(和) 一村一品運動広域アドバイザー (英) Regional Advisor for One Village One Product Movement
対象国名	エルサルバドル グアテマラ、ホンジュラス
分野課題 1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	その他-その他-その他
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス
署名日(実施合意) (*)	
協力期間 (*)	2018年03月1日 ~ 2020年02月28日
相手国機関名 (*)	(和) 国家零細小企業委員会 (ES)、経済省 (GU)、大統領府 (HO) (英) CONAMYPE(ES), Ministry of Economy(MINECO, GU), President Office(HO)

プロジェクト概要

・背景

エルサルバドルでは、一村一品運動は地域の特徴を生かした地域ブランドの創出等を通じて地域経済の活性化に資する地域開発の取り組みとして、これまで82市において展開されている。同国では、国家零細小企業委員会 (CONAMYPE) 内に一村一品事務局が設置され、一村一品国家政策の策定 (2016年10月)、一村一品実践マニュアルの策定 (2017年3月) 等、一村一品運動を促進するための政策面も含めた制度化が進んでいる。同時に、これまでの一村一品運動の成果も明確にすべく、社会経済インパクト評価の実施体制の構築も準備が進められており、雇用の創出や人づく

りの観点も含めた自立的且つ持続的な地域づくりへの一村一品運動の貢献度を図ることとしている。

グアテマラでは、技術協力プロジェクト「地場産業振興プロジェクト」（2010年～2013年）等を通じ一村一品運動が進められてきた。また、ホンジュラスでは、帰国研修員による実践等を通じて成果が発現しつつある。両国とも、面的な展開には至っていないものの、取り組み・成功事例が出始めており、今後、各国での定着・評価及び展開を図る段階に入る。

かかる状況下、社会経済状況や生産構造に多くの類似点がみられる中米北部3カ国（エルサルバドル、グアテマラ及びホンジュラス）において、地場産業振興や地域経済の活性化に向けて一村一品運動を促進させるために本要請がなされた。

本案件は、各国の一村一品運動の経験と特徴に加え、これまでの JICA による協力成果も踏まえ、各国における政策や課題などの実情に即した一村一品運動の展開を目指す。先行事例としてエルサルバドル CONAMYPE による一村一品政策及び社会経済インパクト評価分析制度と手法を他の2カ国あるいは中米地域内で経験を共有することで、域内での一村一品運動の更なる促進を図る。

・上位目標

中米北部3カ国において、一村一品運動を通じた地場産業振興や地域経済の活性化に向けた取り組みが広がる

・プロジェクト目標

中米北部3カ国において、地場産業振興や地域経済の活性化に向けて一村一品運動を促進する能力が強化される

・成果

1. 中米北部3カ国において、一村一品運動のパイロットプロジェクトを実施するための各国政府等による支援能力が強化される
2. 中米北部3カ国において、一村一品運動のパイロットプロジェクトの実践を通じて取り組み事例（経験と教訓）が整理される
3. 中米北部3カ国において、一村一品運動による社会経済インパクトを図るための体制が構築される
4. 中米北部3カ国の一村一品運動の実践と促進における取り組み事例（経験と教訓）が中米地域の各国に共有される

・活動

- 1-1. 中米北部 3 カ国における一村一品運動の促進に向け、C/P によるパイロットプロジェクトの対象地域及び関係者（中央・地方政府関係者、実施グループ）を特定するためのベースライン調査の実施を支援する
- 1-2. C/P とともに、中米北部 3 カ国及び各国での本案件の活動計画を策定する
- 1-3. C/P とともに、一村一品運動の基礎的概念、実施ガイドライン、手法（地域ブランド化、オンパク、道の駅等）等をテーマとしたトレーナーズ・トレーニングを実施する（必要な場合は、C/P もトレーニングの対象とする）
- 2-1. C/P とともに、中米北部 3 カ国の国ごとに一村一品運動のパイロットプロジェクトを選定する
- 2-2. パイロットプロジェクトに対し、C/P 等によるモニタリング及びサポートの実施を支援する
- 2-3. C/P による中米北部 3 カ国における一村一品運動の実践及び促進にかかる取り組み事例（経験と教訓）の取りまとめを支援する
- 3-1. 中米北部 3 カ国において、C/P による社会経済インパクト評価の実施体制の構築を支援する
- 3-2. 中米北部 3 カ国において、C/P による社会経済インパクト評価の実施を支援する
- 4-1. C/P による中米北部 3 カ国における一村一品運動の導入状況、取り組み事例（経験と教訓）及び社会経済インパクト評価の結果の取りまとめと同 3 カ国での共有を支援する
- 4-2. C/P 等による中米北部 3 カ国及びその他の中米地域に対する一村一品運動の経験の共有を支援する

・投入

・日本側投入

- ・長期専門家 1 名（エルサルバドルを拠点とする）
- ・3 か国における一村一品運動のグッドプラクティスにかかる技術交換や研修等にかかる費用
- ・専門家の活動展開にかかる業務経費

・相手国側投入

- ・C/P の配置

- ・ 執務室、移動手段の提供等

- ・ 外部条件

 - 対象 3 国における地場産業振興の促進にかかる方針が変更されないこと

実施体制

- ・ 現地実施体制

 - ・ エルサルバドル：国家零細小企業委員会（CONAMYPE）の一村一品事務局を要請・実施機関としつつ、他省庁及び地方自治体他とも連携する

 - ・ グアテマラ：経済省（MINECO）を要請・実施機関としつつ、農牧省（MAGA）や官公庁（INGUAT）、地方自治体他とも連携する

 - ・ ホンジュラス：大統領府（官房）が要請機関として調整を図りつつ、同大統領府の経済開発局、農牧局、司法・行政・分権化局、戦略・広報局の他、官公庁（IHT）、文化人類学・歴史庁（IHAH）、人材育成庁（INFOP）等を実施機関とし、地方自治体とも連携する

- ・ 国内支援体制（*）

関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動

 - 1) 我が国の援助活動

 - エルサルバドル：

 - ・ 重点プログラム「東部地域開発プログラム」に位置づけられる各案件との情報交換や連絡調整を図っている

 - ・ 一村一品運動に関する課題別研修

 - ホンジュラス：

 - ・ 一村一品運動に関する課題別研修

 - グアテマラ：

 - ・ 「地場産業振興プロジェクト」を通じて、一村一品運動関連本邦研修に 46 名参加。高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画プロジェクト（PROETTAPA）が国家農村普及システム構築に貢献し、全市に普及員配置を達成

- ・ 他ドナーの援助活動

 - エルサルバドル：台湾（ICDF）によるパイロット地域での特定地場産業の

品質改良にかかる技術援助の他、ルクセンブルグが資金援助
グアテマラ：ICDF による商品カタログ作成にかかる技術支援や経済省の
地方事務所建設に係る資金援助。EU による若年層雇用プログラムを通じ
た OVOP 実践マニュアル等の作成に係る資金援助

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

1. 案件名

国名：グアテマラ共和国（グアテマラ）、ホンジュラス共和国（ホンジュラス）、エルサルバドル共和国（エルサルバドル）、ニカラグア共和国（ニカラグア）、コスタリカ共和国（コスタリカ）、パナマ共和国（パナマ）

案件名：持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト

Project to Strengthen Capacities in the Elaboration of Regional Master Plan for Mobility and Logistics for Sustainable Regional Development in the Framework of Central American Economic Integration

2. 協力概要

(1) 事業の目的

本事業は、中米運輸交通大臣審議会（COMITRAN）加盟 6 カ国（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）において、物流ロジスティクス開発マスタープランを策定し、その実施に資する組織強化と人材育成を行うことにより、マスタープランで提案された優先プロジェクトの実施を通じた物流ネットワークの強化や海外直接投資を促進し、もって COMITRAN 加盟国内及び各国間の貿易・経済活性化に寄与する。

(2) 調査期間

2019 年 6 月～2023 年 2 月を予定（計 44 か月）

(3) 総調査費用 約 6.6 億円

(4) 協力相手先機関

実施機関：本案件に係る意思決定は COMITRAN にて行い、中米経済統合一般条約常設事務局（Secretaría de Integración Económica Centroamericana（SIECA））がその事務局機能を担う。

関係機関：COMITRAN は中米 6 カ国の運輸系大臣によって構成されるため、各国の運輸系省庁が関係機関として挙げられる。具体的には以下の通り。

グアテマラ国通信・インフラ・住宅省（CIV）、ホンジュラス国インフラ・公共事業省（INSEP）、エルサルバドル国公共事業・運輸・住宅都市開発省（MOPTVDU）、ニカラグア国運輸・インフラ省（MTI）、コスタリカ国公共事業・運輸省（MOPT）、パナマ国公共事業省（MOP）

(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

対象分野：公共・公益事業（運輸交通）

対象規模：COMITRAN 加盟 6 カ国（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）

裨益者：6 か国の総人口約 4730 万人

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

中米地域においてはこれまで域内関税撤廃、動植物検疫の統一化、物流ロジスティクスのマルチモーダル化構想など、様々な取り組みが、世界銀行、米州開発銀行（IDB）、国際連合ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）等の国際機関や米国、スペイン等の二国間援助を通じて実施されてきた。他方、こうした努力にもかかわらず、中米域内における貿易振興の現状や物流ロジスティクスの改善は十分とは言い難く、他地域に比べ著しく高い域内物流コスト（中米地域：US \$ 0.17/ km、米国・ブラジル：US\$0.0035/ km）、国境税関行政の非効率性、貧弱かつ老朽化した物流インフラ（道路、橋梁、港湾、空港等）など、高い物流コストと輸送のモードを中心に課題が多い。また、域内貿易は陸路に偏重し、代替輸送手段が未整備のままとなっており、更に主要モードとして従来の道路依存型から短距離海運へのシフトも検討されているが、進捗は芳しくない。

上記のような課題の解決に向けて、各国では回廊計画、港湾開発計画、及び国毎の物流関連計画が策定されているが、各国間の整合性が取れていない。また、地域統合的、セクター横断的な計画及び戦略は策定されていないため、結果的に、中米地域全体として合理的で連携の取れた事業の実施には至っていない。地域全体の戦略性を高めるためには、産業政策の方針を踏まえた地域全体の貿易活性化に資する計画の策定及び、事業実施段階での各国間の調整のための組織体制構築及び人材育成が必要である。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

中米 6 カ国で構成される中米経済統合一般条約常設事務局（SIECA）は、中米統合機構（SICA）傘下の中米運輸交通大臣審議会（COMITRAN）を通じて中米物流ロジスティクス地域政策フレームワーク（Política Marco Regional de Movilidad y Logística；PMRML）を策定した。同政策は、域内 6 カ国において各国がそれぞれの利益を優先して物流政策を進めるのではなく、各国間で政策レベルでの調和、体系化、統一を重要視しており、2015 年 6 月の SICA 首脳サミットではこれが地域経済統合の最優先課題であることが確認されている。本事業は、同政策の具体的実行に必要なツールとして位置づけられる。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

中米地域の物流ロジスティクス分野においては、主に IDB、ECLAC が中米 6 カ国に対し、SIECA を通じた地域協力を展開している。IDB は 6 カ国の国家物流ロジスティクス計画の策定支援及び地域レベルの中米物流ロジスティクス地域政策フレームワークの策定を支援し、また 2000 年代初頭よりメソアメリカプロジェクト（旧プエブラパナマ計画）の枠組みにてメソアメリカ横断国際道路回廊整備（RICAM）等のインフラ整備を実施中。また、ECLAC は、当該地域の物流ロジスティクスにかかる経済開発指標の整備と体系化を実施中である。

2015 年 5 月以降、JICA は SIECA が構成する物流ロジスティクスタスクフォースチーム（SIECA、6 カ国政府代表、COMITRAN、IDB、ECLAC 及び JICA により構成）のメンバーとして各種会合に参画、情報共有・調整を行ってきた。政策策定及びインフラ整備は IDB が協力し、政策実行のために必要なマスタープランや組織体制強化及び人材能力開発は JICA が協力し、また経済開発指標の整備は ECLAC が協力するという大枠の整理がドナー間でできつつあり、これらアクションは定期的な大臣会合を通じ承認されてきたものである。

また各国レベルでは、IDB の協力を通じ、国家物流ロジスティクス計画（PENLOG）を策定中であり、各国レベルでの戦略的な計画策定を進めているため、本プロジェクトでもその取り組みとの整合性を保つことが求められる。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別分析ペーパー上の位置づけ

本事業は、開発協力大綱における以下の記載に合致した取り組みと位置付けられる（下線部分）。

- 「地域統合、国境を超える問題等への対応、地域機関との連携強化」
- 「現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。については、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を超える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになってきていることを踏まえた協力を行っていく。」
- 国際機関、地域機関等との連携：「また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。」

また、JICA の協力方針においては、2015 年 10 月に SICA と JICA の間で設定された「SICA-JICA 地域協力アクションプラン5 年計画」における5重点分野の一つとして「物流ロジスティクス分野」が位置付けられており、これに基づき基礎情報収集・確認調査（2016 年 3 月～2017 年 2 月）、SICA 地域協力アドバイザー（2015 年 4 月～現在）による協力がこれまで行われてきた。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

1) マスタープランの策定

- (ア) 関係者内での物流改善への理解を深めることを目的とした技術セミナー（COMITRAN 加盟国及び SIECA を対象）の開催
- (イ) 社会経済概況、財務状況、自然条件の把握
- (ウ) 物流に関連する各国の既存戦略、政策、統計データ、関連法令等のレビュー・分析
- (エ) 交通・物流分野関係機関のレビュー（組織、人数、実施体制（官民の役割分担含む）、年間計画等）
- (オ) 交通・物流分野における他ドナーの活動状況、関連プロジェクトの調査
- (カ) バリューチェーンや主要産業の物流に係る課題及び物流産業における現状の調査・分析
- (キ) 交通・物流分野に関連する基準（道路基準等）の調査
- (ク) 交通・物流分野の予算状況の把握
- (ケ) 現状の交通データ・経済指標の調査・分析
- (コ) 交通・貿易 OD（起終点）調査の実施
- (サ) 交通・物流に係る需要予測の実施
- (シ) 交通・物流における課題・改善点の特定
- (ス) 将来の交通・物流網のビジョンの策定

- (セ) 交通・物流分野における戦略の代替案の提示
- (ソ) 戦略的環境アセスメントに係る調査の実施
- (タ) 各戦略の比較及び最適な戦略の特定
- (チ) 戦略実現に最適な優先プロジェクトの特定
- (ツ) 優先プロジェクトの実施に必要な資金メカニズム（PPP 含む）の提案
- (テ) プロジェクトの優先度、予算状況を考慮した実施計画の策定

2) 組織及び人員の能力強化

- (ア) 各国、地域レベルにおけるマスタープランの実実施計画及び持続的なモニタリング計画の提案
- (イ) SIECA による組織能力強化の実実施計画の提案
 - a) 物流関連データセット及び中米地域におけるデータアップデートの制度構築
 - b) 本邦研修、第三国研修（メキシコ）若しくは小規模な技術セミナーの開催を通じた地域人材の能力強化

(2) アウトプット（成果）

- 1) 持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープランの策定
- 2) マスタープランの実現のための組織、人員の能力強化

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

- 1) コンサルタント（10名、約 65.5MM）
 - a. 地域経済統合・統計・データ分析
 - b. 物流計画
 - c. 産業経済分析
 - d. 交通経済分析
 - e. 道路交通計画
 - f. 港湾・海運計画
 - g. 空港計画
 - h. 鉄道計画
 - i. 事業実施計画
 - j. 環境社会配慮

2) その他

- a. 機材供与

b. 人材育成のための研修

c. プロジェクト内で入手したデータの供与

5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標

物流ロジスティクスマスタープランで提案された優先プロジェクトの準備及び実施を通じて、物流ネットワークの強化が実現し、海外直接投資が促進され、域内・域外貿易の増大とCOMITRAN加盟国の経済が促進される。

6. 外部要因

(1) 協力相手国内の事情

- 1) 政策的要因：政権交代等による政策の転換により提案計画が形骸化しない。
- 2) 行政的要因：関係機関・省庁の権限が変更されない。関係機関の間で必要な調整が適切に行われる。
- 3) 社会的要因：甚大な自然災害や経済不況等、計画の前提となる経済・社会状況が外的要因により、大きく変化しない。

(2) 関連プロジェクトの遅れ：特になし。

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本調査で確認
- ④ 汚染対策：本調査で確認
- ⑤ 自然環境面：本調査で確認
- ⑥ 社会環境面：本調査で確認
- ⑦ その他・モニタリング：本調査で確認

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】GI (S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由>

本事業では、計画策定に先立ち、現状分析を行う際には、地域開発におけるニーズが男女間で異なる可能性があることを念頭に置き、可能な限り男女別での統計データにあたるよう努める。更に、ステークホルダー会議に女性を含む多様な関係者が参加できるよう配慮する等、計画に女性の意見が適切に反映されるよう工夫する。

4) その他特記事項

特になし。

8. 過去の類似案件からの教訓の活用

(1) 類似案件の評価結果

2014年度テーマ別評価「評価結果の横断分析：森林・自然環境保全分野における実践的なナレッジ教訓の抽出 ナレッジ教訓シート12（「複数機関」のプロジェクトへの関与）」からの教訓として、直接的なカウンターパート機関は特定されているが、関係省庁・関係機関等の関与が不可欠な場合においては、複数の関係機関との協議・調整が可能な意思決定の場/プラットフォームが必要である点が挙げられている。

(2) 本事業への教訓

本事業においては、SIECA の枠組みにおいて、加盟 6 カ国の運輸系省庁が活動することになり、意思決定の場/プラットフォームとしては、COMITRAN の既存の仕組み（大臣会合、技術委員会等）を活用することが必須となる。特に、本事業に関連する技術委員会である中米物流・ロジスティクス委員会（CTRML）を協力開始後早期に召集するとともに、CTRML の担当者とともにワーキンググループを構成し具体的な活動を展開するよう留意する。

9. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標（提案計画の活用状況）

本事業完了 3 年後までに、物流ロジスティクスマスタープランにおける提案内容が、COMITRAN 含むマスタープランの関係組織の役割・計画・活動に反映されている。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了 3 年後 事後評価

10. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴（アピールポイント）

1) 相手国にとっての特徴（国・国民にとってのメリット等を記載）

SIECA 及び COMITRAN が最優先施策の一つに位置付けている物流ロジスティクス改善を組織・省庁横断的に推進する上で要となる事業である。物流改善に対する民間企業の期待も高いことから、政策及びその実施によるインパクトをタイムリーに広報することが求められる。

2) 日本にとっての特徴（活用する日本の技術・知識、日本の経済・社会に対するメリットを記載）

物流改善には日本の技術や知識の活用が期待されており、物流分野での民間企業進出にもつながること、また物流事業の改善によるビジネス環境整備は企業進出の拡大につながることから、事業計画・進捗は本邦企業に対しても発信する。

(2) 広報計画（広報上の取り組み案を記載）

物流ロジスティクス M/P 策定による政策の決定から優先事業の実施進捗、成果について、JCC 及び技術委員会（Technical Operative Committee（COT））等の会合の機会やプレスリリースにて国内外に情報発信する。

案件概要表

2020年9月25日

人間開発部高等教育・社会保障グループ

社会保障チーム

1. 案件名（国名）

国名：ホンジュラス共和国（ホンジュラス）

案件名：和名

社会経済開発人材育成のためのホンジュラス国立自治大学修士課程
強化プロジェクト

英名

The Project for Strengthening Master's Degree Program of National
Autonomous University of Honduras on Human Resource Development for
Socio-Economic Development

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における社会経済開発に係る高等教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

近年ホンジュラスは年間 GDP 成長率 4%前後の着実な経済成長を記録している。一方、一人あたりの国民総所得は 2019 年で 2,575US ドル¹と、依然として中南米・カリブ地域ではハイチ、ニカラグアに次ぎ低く、国内貧困率²も約 6 割と高い（2018 年、国家統計庁）。所得格差や若年層の雇用創出等も大きな課題となっている。

当該国の長期計画である「国家ビジョン 2010-2038」では、「持続的かつ環境保全に配慮し、生産的・機会創出・尊厳ある雇用を促進するホンジュラス」が掲げられており、この方針に資する人材育成が急務である。また、当該国では多くの ODA 事業を受け入れているが（2018 年度 659.9 百万 US ドル³）、ホンジュラスが受け取った ODA が適切に活用されていないという評価がなされており⁴、適切なプロジェクト管理を行い得るような国際協力に通じた専門人材の育成を急務としている。高等教育におけるこうした国際協力専門人材育成が喫緊の課題となっている一方で、当該国を含め中米域内には国際協力に関して学べる学術機関は存在していない状況であった。このため、ホンジュラス国立自治大学（Universidad Nacional Autónoma de Honduras、以下 UNAH）は、上記課題を解決するため、修士課程「国際協力と開発プロジェクト運営管理」にかかるプログラム（MAESTRÍA EN COOPERACIÓN INTERNACIONAL Y GESTIÓN DE PROYECTOS DE DESARROLLO、以下 MCIGPD）を 2018 年 5 月から開講した。

かかる状況の下、ホンジュラス政府および同大学から、JICA が展開してきた支援の成果

¹ Atlas method、世銀

² 一般家庭のカロリー需要を満たすのに十分な食料（BFB）にかかるコストを上回るが、住宅、教育、健康、交通などの基本的なニーズを満たすためのコストより所得が低い家庭。

³ 世銀

⁴ Foro Social de Deuda Externa y Desarrollo de Honduras ホンジュラス社会債務・開発フォーラム、FOSDEH）、(2011)。

や JICA の持つ国際協力分野のネットワークを幅広く活用できるとの観点から、MCIGPD の改善のための協力要請が日本政府になされた。

本事業においては、国際協力分野を専門に持つ大学との連携を通じたプログラム構成への助言および強化、国際協力に携わった経験を持つ講師の派遣、国際協力プロジェクトでのインターンの機会の提供などの支援が求められている。

(2) 当該国における社会経済開発および高等教育セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対ホンジュラス向け国別援助方針においては、本事業は今後の同国の成長を支える若年層における人材育成に貢献するものであり、「開発分野の理論と実践を兼ね備えた人材育成」への支援として重点分野「地方開発」の開発課題「社会経済基盤強化」における「社会・経済開発プログラム」に位置付けられる。

本事業実施では、修士課程のコンテンツ開発にあたって JICA 開発大学院連携プログラムの活用や、JICA が展開してきた支援の成果を幅広く活用しこれまでの知見を活かした協力展開も想定される。今後のホンジュラスの成長を支える若年層における人材育成を促進する本事業は、SDGs の目標 4 「全ての人にインクルーシブかつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」の達成に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

国際協力分野の高等教育プログラムへの協力を展開している他の援助機関は、現在のところ見当たらない。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ホンジュラス国立自治大学において MCIGPD/UNAH のカリキュラムが再構成され、マネジメント能力の強化、外部組織との研究交流を促進することにより、ホンジュラスにおける社会経済開発事業を担う人材育成の改善を図り、もって同国の社会経済開発事業の効果的・効率的な実施に資するプロフェッショナルな人材の輩出に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：UNAH／テグシガルパ市

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接的受益者：MCIGPD の職員、教員、教員候補及び学生

間接的受益者：社会経済開発事業を担う組織

(4) 総事業費（日本側）：3 億円（概算）

(5) 事業実施期間：2021 年 2 月～2025 年 1 月を予定（計 48 ヶ月）

(6) 事業実施体制：UNAH／MCIGPD

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（約 56M/M を想定）

総括、カリキュラム開発/運営、プロジェクト運営

② 専門家活動経費：プロジェクトスタッフ

③ 本邦研修（長期研修及び短期研修）

④ プロジェクト運営上必要なその他支出

2) ホンジュラス側

① カウンターパート (C/P) の配置

② JICA 専門家執務スペースの提供

③ 遠隔教育に必要な機材・施設の提供

④ セミナー、フォーラム、ワークショップ等の準備に必要なサポート

⑤ その他必要な経費

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

高等教育分野に関しては、これまで技術協力プロジェクトや個別専門家を通じ、看護教育や国家保健モデル PHC に係る UNAH の能力強化を図ってきた。

2018 年度中南米・カリブ次世代知日派リーダー育成プログラムにて UNAH 国際協力副学長室から 1 名が本邦大学の修士課程に在学中である。同研修員は修士課程修了後、本事業に MCIGPD 専任講師としての参画が予定されている。

また、先方の期待する「日本の開発経験における知見を活かした協力」は、現在実施中の JICA 開発大学院連携の「欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する」という構想と合致しており、このプログラムで開発された教材等の活用が想定される。日本政府の草の根無償や文化無償等のスキームを活用して同大学に導入されたテレビ会議システムの活用も期待されている。

2) 他援助機関等の援助活動

2. (3) 参照

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<活動内容／分類理由>ジェンダー視点に立ったカリキュラムレビュー、カリキュラム改訂を予定しているため。

(10) その他特記事項

ホンジュラスにおいては、2020 年 10 月現在、感染者数が 10 万人に迫る勢いであり、コロナ禍の影響が長期化することが懸念される。本事業においては、オンラインツールを積極的に活用していくことを想定しており、運営において支障が生じないよう最大限配慮する。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標と指標

「MCIGPD/UNAH が、ホンジュラスの社会経済開発事業の効果的・効率的な実施に資する

プロフェッショナルな人材を輩出する。」

【指標】（プロジェクト中間までに設定）

（指標 1）入学者の X%が MCIGPD/UNAH の修士号を取得する

（指標 2）修了生の X%が、行政機関、企業、学術機関、第三セクターなどで社会経済開発事業に従事している

（指標 3）雇用者の満足度

（2）プロジェクト目標と指標

「MCIGPD/UNAH のプログラムが、ホンジュラスにおける社会経済開発事業を担うプロフェッショナルな人材が育成される内容に改善される。」

【指標】（プロジェクト中間までに設定）

（指標 1）学生による満足度

（指標 2）新カリキュラムの全科目を履修し合格した学生の割合⁸

（指標 3）MCIGPD/UNAH における各省庁、地方自治体、国際機関などとの連携数（インターンシップ数、セミナー数、ワークショップ数、プロジェクト現場訪問数、協力協定書数等）が増える（0 件→XX 件）

（指標 4）MCIGPD/UNAH の教員と学生による論文発行／研究発表、フォーラムでの発表件数

（3）成果

成果 1：MCIGPD/UNAH のカリキュラムが再構成される。

成果 2：MCIGPD/UNAH のプログラムの質が向上し、プログラムマネジメント能力が強化される。

成果 3：教育・研究水準の向上を目指し MCIGPD/UNAH と日本の大学をはじめ、外部組織との交流が促進される。

（4）主な活動

活動 1-1：カリキュラムのレビューを行い、目標、成果、課題を整理する。

活動 1-2：日本の開発経験に関する講義の導入を検討し、その結果をカリキュラムに反映する。

活動 1-3：社会経済開発のプロフェッショナル人材に求められているコンピテンシーを行政機関、企業、学術機関、第三セクター等の関係機関と整理のうえ、新カリキュラム案を策定する。

活動 1-4：新カリキュラム案について高等教育諮問委員会の承認を得る。

活動 1-5：新カリキュラムの実施を通じて、結果や提案を報告書にとりまとめる。

活動 1-6：本プログラム改善のためのカリキュラム改訂を含めた長期計画を策定する。

活動 2-1：カリキュラムに基づき、各科目に到達目標を設定し、シラバスに反映する。

活動 2-2：各科目履修後に学生による満足度評価を実施し、その結果を授業の改善に活用する。

⁸合格後、修士論文・プロジェクト企画実施・プロジェクト運営参画などが MCIGPD の修士号取得要件となっている。本指標は MCIGPD/UNAH プログラムの第 3 期が終了したあとに収集されることを想定している。

活動 2-3：学生修士研究/修了プロジェクトにかかる計画に基づき、教員が進捗をモニタリングし、指導する。

活動 2-4：日本に派遣された MCIGPD/UNAH のコーディネーターや教員が日本の研修で得た経験・知見を教育・研究活動に反映する。

活動 2-5：日本の開発経験に関する教材の活用、遠隔による講義実施を含め、教育・研究活動を強化する。

活動 2-6：行政機関、企業、学術機関、第三セクターの協力の下、学生がインターンシップ、プロジェクト形成、開発プロジェクトの視察、実務者による講義などの実務関連経験を積む。

活動 2-7：関係機関に対して、MCIGPD/UNAH の広報活動を行う。

活動 3-1：日本の大学及び国際協力機関との交流講義（講義、ワークショップ、セミナー等）を計画、実施する。

活動 3-2：MCIGPD/UNAH のコーディネーターや教員が日本国内外の研修で得た経験・知見を報告書やアカデミック・イベントなどで共有し、ホンジュラス国内外の大学との連携を強化する。

活動 3-3：UNAH を代表して MCIGPD/UNAH が国際協力に関する大学間ネットワークに参加し、連携を強化する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

なし

(2) 外部条件

(成果及びプロジェクト目標達成のための外部条件)

- ・ 研修に参加した研修員が MCIGPD/UNAH で継続的に勤務する。
- ・ 治安悪化などにより教員間及び学生間の交流が阻害されない。
- ・ 遠隔教育に必要な機材が使用可能な状態にある。

(上位目標達成のための外部条件)

- ・ MCIGPD/UNAH がめざす教育・研究方針が変わらない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

「エジプト日本科学技術大学 (E-JUST) プロジェクトフェーズ 1」(2008 年 10 月～2014 年 1 月) の終了時評価では、「定期的な会合などにテレビ会議システムが活用されている。同システムは本邦国内支援大学にも設置されており、各専攻との緊密なやりとりを可能にしている。テレビ会議を活用することで、お互いの信頼関係を築き、プロジェクトのより効率的かつ効果的な実施を可能にしている。」との評価がなされた。

(2) 本事業への教訓 (活用)

本事業においても、本邦大学との連携に向けた打合せや協議、および遠隔授業などに、テ

レビ会議システムを活用する予定。

7. 評価結果

本事業は、ホンジュラスの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) 参照。

(2) 今後の評価計画

事業開始 3 カ月以内	ベースライン調査
事業終了 3 年後	事後評価

9. 広報計画 ※事前評価表非公表

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴

中米域内初の国際協力を専門的に学べる修士課程であり、本事業によって改善されたコースが輩出した人材により国際協力機関からの援助資金をホンジュラスのニーズに合わせて適切に配分したうえでプロジェクト管理がなされることで、国家の社会経済開発状況が改善され、国際社会におけるホンジュラス国の競争力や国家イメージが改善される。

2) 日本にとっての特徴

日本独自の、欧米とは異なる近代の開発経験と戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を活用して協力展開することが出来る。また本邦大学にとっても、ホンジュラス自治大学を開発分野における中米地域の学術交流の拠点大学とすることが出来る。

(2) 広報計画

プロジェクト開始後はホンジュラスではホンジュラス自治大学のホームページに活動内容を取り上げ、日本でも JICA および本邦協力大学のホームページに載せるなど、外部に向けて情報を発信していく。

10. 備考

特になし。